

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した
建築設計標準に関するフォローアップ会議
(第9回)

■日 時 2026(令和8)年2月24日(火)14:00~17:00
■場 所 WEB会議形式

1. 開 会
2. 挨拶 国土交通省
3. 委員紹介
4. 座長挨拶
5. 議 事

(1) 建築物のバリアフリー化に関するこれまでの取組状況等について

☞ 以下の資料について、事務局より説明

資料2 建築物のバリアフリー化に関するこれまでの取組状況

意見質疑は特になし

(2) 建築物のバリアフリー化に関する今後の検討について

☞ 以下の資料について、事務局より説明

資料3-1 小規模建築物のバリアフリー化の検討について

資料3-2 テナント内部のバリアフリー化の検討について

① 小規模建築物について

【東京大学 松田委員】

- ◆ 資料(通し19ページ)の便所の適合状況について質問です。2,000㎡未満では適合率が低い傾向にあるが、500㎡未満でも約3割が適合しています。
- ◆ これは、自治体の委任条例等で対象規模が引き下げられている地域での数字なのか、それとも条例対象外でも行われているものなのか、内訳が分かれば教えていただきたい。

【事務局】

- ◆ データとして委任条例の対象かどうかの情報は取得しています。今後、条例の影響について精査・分析を実施したいと考えます。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ 委任条例で義務化がかかっている地域では、間違いなく適合率に影響していると思いますので、その方向も含めて精査をお願いします。

【日本女子大 佐藤委員】

- ◆ 今回の調査分析では500㎡未満という区分で進められていますが、今後、小規模建築物のバリアフリー化を検討する際、この500㎡未満をベースに考えていくのか。自治体によっては200㎡未満を対象に検討しているところもあるので、国としての考えをお聞かせいただきたい。

【事務局】

- ◆ 現時点において、国として一律に 500 m²未満を対象とするかなどの具体的な面積帯の区切りについてはまだ定まった目論見があるわけではございません。
- ◆ 今回の調査結果で 500 m²未満の建築物が非常に多いという実態も踏まえ、さらなる分析を進めた上で、どこで線を引くのが効果的か検討を深めてまいりたいと考えております。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ 今回の調査でも 500 m²未満の物件数は非常に大きな数値になっています。その影響と、どのような効果があるかも含めて検討するという回答でした。

【日本発達障害ネットワーク 三澤委員】

- ◆ 資料（通し 28 ページ）の今後の方向性案について、小規模建築物、200 m²程度の福祉施設について、適合率が低い要因の分析を行うとのことですが、特に放課後等デイサービスなど施設基準との関係や、面積が小さいために設置が難しいという意見もあります。そういった視点での分析をお願いします。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ 200 m²や 300 m²といった小さな単位の面積に起因して不適合な状況になっているのかどうか、さらに調査をしてほしいというご意見と受け止めました。

【全国手をつなぐ育成会連合会 大谷委員】

- ◆ エレベーターの設置について、設置されていてもサイズが小さく、寝て使うタイプのバギーが入らないケースがあります。用途別、特に放課後等デイサービスなどで 2 階・3 階を利用する場合、重度の方の利用にはエレベーターが必須ですので、用途別の検討をお願いします。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ エレベーターを例に、用途別の確認・分析をしてほしいというご指摘かと思えます。バギーでエレベーターが利用できない状況について、現在の基準（140cm×135cm）であっても、カゴの中の形状によって利用できる場合とできない場合があります。
- ◆ 今後の改正に向けて重要なポイントですので、用途別の検討も含めて進めていきます。

【PADM（遠位型ミオパチー患者会）織田委員】

- ◆ 調査結果を見ると、バリアフリーへの意識が高まっており、予想より高い数値を資料で提示頂いたと感じています。出入口と通路については、面積にかかわらず 100% 実施されるような基準を目指していただきたいです。
- ◆ また、その先の客席が可動式の椅子であるかまで含めて、車椅子利用者が実際に利用可能かという観点で検討をお願いします。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ 調査結果について、思った以上に整備率が高いというご意見をいただきました。この点は今後、2,000 m²以上という基準の下げ幅をどうするかという議論にもつながってくると思います。
- ◆ また、面積にかかわらずバリアフリー化を推進してほしいというご意見も承りました。

② テナントについて

【DPI 日本会議 佐藤委員】

- ◆ 3点あります。1点目は資料（通し30ページ）に関連して、段差だけでなく固定椅子のため車椅子で入れないケースが多々あります。椅子が可動式かどうか大きなポイントです。
- ◆ 2点目は、特別特定建築物内のテナントだけでなく、一般の小規模店舗についても検討していただきたい。段差があると大きな電動車いすは重たくて持ち上げられず、合理的配慮をどれだけ頑張っても実際利用ができない状況がある。
- ◆ 3点目は、小規模店舗のバリアフリー化の議論を深めるためにワーキンググループを立ち上げていただきたい。日本は30年前と比べて公共交通機関は素晴らしく良くなった。それは世の中には多様な人がいるが同じように移動できる社会を目指そうという理念のもとに整備が進んだからであり、お店はたくさんあるが今は車椅子で入れない小規模店舗も、これから誰でもお店に入って同じように楽しめる社会を目指すという方向性を位置付けていただきたい。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ 検討課題として、固定椅子タイプについての調査、一般の小規模店舗についての調査分析、検討ワーキンググループの立ち上げについてご意見をいただきました。

【東京大学 松田委員】

- ◆ 資料（通し37ページ）に「バリアフリー化を設計条件として示すのは難しい」とあります。大規模商業施設であれば事業者がテナントに対して条件設定をすることが改善につながると考えるのですが、なぜそれが難しいのか、背景を教えてください。

【事務局】

- ◆ ヒアリング調査では、テナントに入ってもらいたくためには、事業計画等に配慮すると条件を多くしたり厳しくしたりすることは難しいというご意見がありました。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ 前提をどこに置くかによってコメントも変わってくるかと思います。

【日本女子大学 佐藤委員】

- ◆ 資料（通し36ページ）の内装設計指針書について、新築時の確認申請時の義務だけではテナントの入れ替えに対応できないため、ガイドラインの強制力・拘束力をどう高めるかが重要と考えます。
- ◆ 建築物の義務基準、推奨基準を、バリアフリー基本構想による建築物特定事業にガイドラインの提示や遵守を位置づけるなどの運用も考えられないか。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ 内装設計指針書の運用の仕方、バージョンアップを含めて、バリアフリー基本構想などの建築物特定事業に絡めた運用ができないかというご提案でした。

【建築研究所 布田委員】

- ◆ 建築本体工事で検査をクリアした後、内装工事でプレイヤーが変わり、結果として段差が生じてしまうことが課題です。完了検査を含めた行政手続きの流れ全体を、改めて考える必要があると感じました。

【日本建築士会連合会 本多委員】

- ◆ 内装設計指針書を提示する、内装監理室の業務を担当することがあります。内装監理室とは、一般的にビルオーナーが立ち上げ、ビルの価値を高める拘束力の高いものです。しかし、例えば、お店側から全部小上がりにしたいと言われた場合、ビルオーナーの判断でテナント誘致が優先されバリアフリー基準が緩められることがあります。

- ◆ テナント区画内のバリアフリー強化の為に、内装設計指針書の強化と福岡市のよ
うに条例で事前相談を義務付けるなど、条例による縛りを強くするという2つの方
向性が考えられます。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ 内装に関わる事前協議の段階でどこまで対応できるか、またオーナーの判断に対し
てどのような方法でコメントが出せるかというご意見とします。

【日本パラリンピアンズ協会 岩崎委員】

- ◆ 資料（通し26ページ）の出入口について、適合率が高いとのことですが、実際には
エレベーターの前に段差がありたどり着けない事例があります。出入口の状態とエレ
ベーターの二つの項目の関係についても分析していただきたいです。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ 出入口の幅員が取れていても、エレベーターに至る通路の前に段差があるケースに
ついてのご指摘です。その関連性も含めた分析が可能か検討をお願いします。

【日本フランチャイズチェーン協会 清田委員】

- ◆ 商業施設側の立場として発言します。先ほどご意見あったように、デベロッパー側
の内装設計指針がテナントに浸透していくことが解決につながると思います。特に
新しい店舗の場合はこれが最もスムーズです。新規店舗であれば、飲食店・物販店
舗のゾーンを固定し、A工事の段階で床下げを行い、テナントのリーシングに入るの
で、スムーズにいきます。
- ◆ 一方で、改装によってテナントが変わる場合は。テナントとデベロッパーの力関係
によって大きく左右されます。
- ◆ また、古いビルの場合は、床下げが難しく、床上げの対応になるなど、ビルの経年
との関係もあります。調査の対象として経年について入れて頂くとよいのではと思
いました。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ 内装設計指針があっても、テナントの変更の際にはオーナーさんとの力関係もある
というご指摘がありました。改装や、テナントの入れ替わりの際の内装設計指針の
効力について、一般的にはどう理解したらよいか、新設時のみに該当するのか、ご
意見をお願いします。

【日本チェーンストア協会 長友委員】

- ◆ 当初のデベロッパーが想定した飲食ゾーンに、改装後も飲食テナントが入る場合
はスムーズにいくのだが、そうならないケースも多々あり、その場合にテナントと
デベロッパーとのやりとりが発生します。デベロッパー側にはテナントに入って欲
しいという考えがあり、テナントの考えを飲まざるを得ないという力関係になりま
す。デベロッパー側がテナントに対し、設計指針を守っていただく様に指導でき
るかが課題となります。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ 改装の時点で当初のゾーン外ということも出てくるかと思しますので、そうしたこ
とも含めての課題となります。

③ 共同住宅について

☞ 以下の資料について、事務局より説明

資料3-3 共同住宅のバリアフリー化の検討について

【DPI 日本会議 佐藤委員】

- ◆ 住宅も日本の大きな課題です。私は、何度か引っ越しをしたのですが、引っ越すたびに新しく住む家を見つけるのは本当に至難のわざです。資料では共用部分の問題を指摘頂きましたが、共用部分だけでなく、住戸内の段差が大きな問題です。新しく作られた建物で、共用部分の出入口は段差がなくエレベーターもあって部屋まではたどり着けても、部屋の中のお風呂に段差がある、あるいはトイレが車椅子で入れなくて、借りられないということが大変多いです。
- ◆ 数年前にガイドラインが作られましたが、ガイドラインだけでは進まないため、義務基準の検討をお願いしたいです。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ 入居後の生活において、段差が一つあるだけでも生活しにくい現状があり、ガイドラインだけでは進まないため法制化が必要だというご意見でした。

【東洋大学 菅原委員】

- ◆ 参考資料の「設計ハンドブック」について、主要な設備であるキッチンの記載がなかった点が気になりました。また、収納の使いやすさについても考慮すべきデザインや設計のポイントがあると思うので、ハンドブックの内容についても検討が必要です。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ 設計ハンドブックの不足部分として、キッチンや収納スペース等についても記載・検討すべきではないかというご指摘です。

【全日本ろうあ連盟 大竹委員】

- ◆ 共同住宅は生活の場であり、障害者が安心して生活できるかという視点で、情報アクセシビリティ法やコミュニケーションに関する配慮も調査に含めていただきたいです。

【事務局】

- ◆ ご指摘ありがとうございます。情報アクセシビリティ法の観点も含めてヒアリング調査を実施し、具体的な課題を整理してまいりますと考えております。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ 通し番号 39 ページに記載のある「障害者の居住にも対応した住宅の設計ハンドブック」において、情報の部分はかなり不足していると思われます。今後の検討課題として具体的なご意見をいただきながら進めていく形になるかと思えます。

【日本視覚障害者団体連合 三宅委員】

- ◆ 視覚障害者にとって、一番大きな問題はエレベーターの音声案内です。エレベーターに乗ったはいいが、到着したのが何階かわからないという状況に遭遇します。
- ◆ また、共用部の記載については、JIS 規格（JIS S 0024）の住宅機器を参考にして取り入れて頂きたい。居室内の電灯のスイッチの ON・OFF がどちらなのか、JIS 規格に記載されていますので、ガイドラインの検討では参考にさせていただきたいです。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ エレベーターの音声案内機能や、住宅設備に関わる JIS 規格も含めて、準拠・統一化していくべきというご意見かと思えます。今後の課題として整理させていただきます。

【PADM（遠位型ミオパチー患者会）織田委員】

- ◆ 新しい共同住宅をつくるにあたっては、車椅子対応の特別室だけでなく、一般の住戸についても、出入口の幅の確保や段差解消など、多くの人が使えるユニバーサル

な基準を、東京都の新築のホテルの客室の基準などを参考に検討していただきたいです。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ 賃貸住宅を含む一般の標準的な共同住宅において、法制化までいけるかは分かりませんが、個別の車椅子対応の住宅、あるいは障害者対応の住宅ではなくて、標準的なユニバーサルな住宅のガイドラインの拡充に向けた取り組みが必要という重要なお指摘と思います。

【日本パラリンピアンズ協会 岩崎委員】

- ◆ 今後の人口減少社会、コンパクトシティの中で、駅前の便利なところでの高層共同住宅が建つことを想定すると、共同住宅のバリアフリーについてはぜひ検討していただきたい。
- ◆ マンションの玄関が二重ドアになっている場合、片方だけが自動ドアで、もう一方が重い開き戸であるケースがあります。これについてもヒアリング調査をお願いします。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ よくあるマンションの悩みかと思えます。実際にどこまで調査が可能かということもありますが、調査について事務局にお願いしておきたいと思えます。

【全日本ろうあ連盟 大竹委員】

- ◆ 今後のヒアリング調査においては、実施前に調査項目を障害者当事者団体に確認していただきたいです。

【事務局】

- ◆ 本日の会議でも様々な観点でのご指摘をいただいておりますので、事前に意見照会をさせていただきながらヒアリング調査等を実施してまいりたいと考えております。

④ 高等学校について

📄 以下の資料について、事務局より説明

資料3-4 高等学校のバリアフリー化の検討について

【DPI 日本会議 佐藤委員】

- ◆ 高校のバリアフリー化についてはぜひ検討を進めて頂きたいです。その際には、私立高校の実質無償化も始まるため、障害のある人が選択できるよう、私立高校も含めてバリアフリー化の義務化を検討していただきたいです。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ 私立高等学校も含めた義務化の検討を進めてほしいというご意見でした。

【PADM（遠位型ミオパチー患者会）織田委員】

- ◆ 1点目として、海外製の大型車椅子や座位変換型電動車椅子を利用する生徒が増えているため、車椅子のサイズ等の定義づけを再検討した上で、トイレやエレベーターの基準見直しが必要です。
- ◆ 2点目として、生徒だけでなく、その先として障害のある保護者や教職員の参画を考慮した対応が必要です。
- ◆ 3点目として、障害のある子どもがただ教育を受けられるということだけでなく、体育館の舞台へのアクセスなども含めて検討することが必要です。今後はこのような

ところまで切り込んで検討いただくことが生徒の尊厳や社会参画として重要であり、小中学校含めて再検討をしていただきたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ 本人はもとより保護者の尊厳も損なわないバリアフリー化の推進、また座位変換型車椅子などの利用増加に伴う対応、授業参観や教職員の立場も含めたご指摘ありがとうございます。

【全日本ろうあ連盟 大竹委員】

- ◆ 地域の学校で聞こえる子どもたちと一緒に学ぶ聴覚障害児が増えています。安心して学べる環境として、手話ができる教員の配置や、各教室・講堂へのモニター設置、字幕表示など、災害時も含めた情報保障の設備についても調査をお願いします。聞こえない生徒が自ら希望する学校を選び、人に頼らずに主体的に学べる環境が必要と考えます。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ 今後、文科省と協力して調査をしていく形になりますので、大竹委員のご発言も踏まえながら進めていきたいと思っております。

【東洋大学 菅原委員】

- ◆ 私立の高校を調査対象にするのは必須と思っております。公立小中学校については、バリアフリー整備状況についてすでに調査を実施されていると思っておりますが、エレベーターの設置有無だけでなく、複数棟がある場合に全ての校舎・フロアにアクセスできるかという視点で項目設定を検討していただきたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ 調査の取り組み方についてのご意見をいただきました。大変重要なことかと思っておりますので、事務局でご検討をお願いします。

(3) サイトラインの確保等に係る取組状況について

☞ 以下の資料について、事務局より説明

資料4 サイトラインの確保等に係る取組状況

【日本女子大学 佐藤委員】

- ◆ 令和7年7月1日に確認申請書の改正で盛り込まれたサイトライン確保に関する検証の原則化の実施状況について、国土交通省で把握しているか教えて頂きたい。
- ◆ また、BリーグのC値の算出方法や、JATETが提案する新しい検証方法について、今後サイトライン確保の義務化の検討において重要な情報になってくると思う。それらの状況について教えて頂きたい。

【事務局】

- ◆ 確認申請については、1月1日施行のため件数はまだ少ないと想定しているところであり、現時点では国交省としては実態を把握できておりません。
- ◆ BリーグのC値については、建築設計標準の記載を引用していると伺っています。
- ◆ JATETの検証方法については、図面や3Dを用いた資料提供をいただいております。設計標準ではC値を代表的なものとしていますが、劇場ではより進んだ方法が採用されているという情報提供も含め、今後どのように周知していくか検討してまいります。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ さらに検討していかなければならない部分があるかと思いますが、今後の課題とさせていただきます。

【DPI 日本会議 佐藤委員】

- ◆ サイトラインの確保についての検討をありがとうございます。Jリーグ、Bリーグでも積極的に導入を進めて頂けており、ありがたいと思っています。
- ◆ 先日新しくできた名古屋のパロマ瑞穂スタジアムを見せて頂きましたが、総席数が3万席に対して車椅子席は303席で1%を超え、サイトラインもしっかり確保されている素晴らしい施設でした。
- ◆ サイトラインの確保については、建築確認申請で検討したかどうかという項目を作って頂きましたが、その結果が妥当なのかどうか不安に思うところもあるので、数年後に実態把握や施設の視察を行っていただきたいです。

【事務局】

- ◆ 妥当性への懸念や、その後の調査・視察のご意見をいただきました。今後フォローアップを検討し、好事例の蓄積なども進めてまいりたいと思います。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ 建築設計標準フォローアップ会議での課題ですので、引き続きお願いしたいと思います。

【全日本ろうあ連盟 大竹委員】

- ◆ 資料（通し45ページ）などの記述について、専門用語が多く分かりにくいいため、障害者が利用した場合にどう良くなるのかが分かるような記述にしていきたいです。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ 書き方についてのご指摘、および視覚・聴覚障害者等にも分かりやすい記述の検討については、引き続き事務局の方でご検討をお願いします。

【全国公立文化施設協会 間瀬委員】

- ◆ JATETの提案を設計段階からの標準としていただけると運営側としてもありがたいです。
- ◆ また、確認申請の原則化は新築だけでなく、築20～30年の劇場の改修時にも適用されるようご指導いただきたいです。

【事務局】

- ◆ 確認申請を伴うような増築・改築であれば対象となりますが、確認申請が不要な内装のみの改修などの場合は対象外となります。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ 基本的には確認申請案件ということになるかと思います。

【全国興行生活衛生同業組合連合会 中島委員】

- ◆ 古い劇場も多く、客席数も様々である中で、全ての席で完全なサイトラインを確保するのは難しい課題です。映画館等は通常立ち上がりませんが、応援上映などのニーズもあるため、今後対応を検討していく必要があると考えています。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ 映画館や小規模な劇場でも使い方が多目的化していくかと思いますが、よろしくお願いたします。

【日本建築士事務所協会連合会 古田委員】

- ◆ Jリーグ、Bリーグでの基準記載は大きな一歩です。バレーボールについてもこれに則った形になるとよいと考えます。
- ◆ また、Jリーグ、Bリーグでの基準は推奨条件であるので、マストの条件になれるように実際の運用と設計の必要性を一般化できるような働きかけが必要と思います。
- ◆ 確認申請での記載が今後どのように審査・運用されるか、経過の状況を見て判断していく必要があります。

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ 1月1日以降の運用状況について、地方公共団体の方に情報があれば教えていただきたいです。

【東京都 藤谷氏】

- ◆ 1月1日からの施行ということで件数については少ないのではないかと想定しますが、今後状況を確認してまいりたい。

【大阪府 亀元氏】

- ◆ 実際にどのくらいの案件が出ているかの状況は把握できていない。大阪府の場合は、委任条例で劇場などの場合は500㎡まで義務基準対象を引き下げているため、それなりに件数が今後出てくるのではないかと思います。今後把握して、この場で共有させて頂きたい。

【横浜市 中村氏】

- ◆ 同様に、1月1日以降の確認申請の状況は把握できていません。横浜市も条例によって対象規模を引き下げており、今後状況を確認してまいります。

(4) 建築設計標準の今後の見直しに向けて

☞ 以下の資料について、事務局より説明

資料5 建築設計標準の今後の見直しに向けて

(5) その他

☞ 以下の資料について、事務局より説明

資料6 新バリアフリー税制の概要等

【東洋大学 高橋座長】

- ◆ 以上で議事を終了します。本日は今後の検討課題が多く残されました。
- ◆ 1年前の会議での意見を受け、基礎調査をしっかり行うという第一弾の報告となりました。
- ◆ 今後さらに継続して検討を進める必要があります。各種調査についても、委員の皆様のご意見を伺いながら進めていきます。
- ◆ 建築設計標準の改正によるバリアフリー整備は確実に進んでいます。関係される事業者、団体の皆様、当事者の方々と私たちも一緒になってさらに進めていければと思います。
- ◆ 本日はありがとうございました。

以 上